

夏休みに侵入する日常としての学校 —理想の夏休みの何を誰が守るのか—

千葉 聡子*

School as an Ordinary Day Life Invades in the Vaguely Defined Summer Vacation: What and Who Keeps the Ideal for Summer Vacation

Akiko CHIBA

要旨 本稿では、学校という制度が社会的機能を停止する時間として夏休みを捉え、学校がある「日常」とは異なる、体験が重視される「非日常」としての理想の夏休みと現実の夏休みを把握した。その結果として、夏休みは子どもに体験をさせようという働きかけがなされる期間であるものの、議論すべき多くの課題を持つことがわかった。また教育行政が規定する休業日としての夏休みは曖昧なものであることを確認し、この捉え方から教育行政による夏休みが多様に解釈されることが可能であること、また夏休みに「総合的な学習の時間」に代表される教育課程としての体験活動の実施が求められていることなどから、学校という日常が夏休みに侵入する様子を教育行政の動きから確認した。その上で、私たちが理想とする夏休みに期待することは、あくまでも学校という「日常」が入り込めない「非日常」としての夏休みであることを論じた。

キーワード：夏休み 日常と非日常 学校教育制度 当事者としての大人

1. 理想の夏休み

(1) 問うものとしての夏休み

子どもにとって夏休みは一体どのような意味もっているのでしょうか。夏休みを子どもたちは楽しい時間として捉えているのでしょうか。また、夏休みという学校に行かない時間を、大人はどのようなものとして子どもに用意しているのでしょうか。あるいは、どのようなものとして用意したいと願っているのでしょうか。夏休みを子どもはどのように過ごしているのだろうか。また大人は、夏休みをどのようなものとして振り返るのであるか。

これらの夏休みについての問いは特別な問いで

はないだろう。夏休みをどのように過ごすのかと問うことは、夏が来る前によくあることであろう。「どのように過ごすのか」と問うということは、その時間をどのように過ごすかは決められていないということである。自由にこの時間を過ごすことが許されているということである。

それでは夏休みは何から自由なのであるか。子どもについて考えてみると、この時間は学校という日常から自由になる時間である。夏休みは学校がない期間であり、学校という巨大な社会制度がその社会的機能を基本的には停止する時間と捉えることができる。この学校が機能を停止する非日常という時間に、では子どもたちには何を行うことが期待されているのだろうか。私たちはこの問いに対して、これまで、夏休みには学校があ

* ちば あきこ 文教大学教育学部教職課程

る日常では体験できないことを体験する時間だと答えてきたのではないだろうか。そして大人は、学校では体験できない特別の何かがある輝く時として、この夏休みを記憶しているのではないだろうか。あるいはそのような記憶を取り出し、夏休みの記憶としているのではないだろうか。そこには理想の夏休みが存在している。

本稿では、学校がなくなる非日常としての夏休みを「学校という制度が社会的機能を停止する時間」と捉え、この夏休みが一体どのようなものとして実際にあるのか、また私たちが描く理想の夏休みを追求することの意味と困難について考察していく。夏休みを学校がなくなる時と考えるならば、理想の夏休みは、学校とは異なる時間を、学校ではなく社会が用意する時と考えることが自然である。そして同時に、理想の夏休みを手に入れるためには、日常となった学校が非日常である夏休みに侵入することを防ぐことも必要となる。そこでまず、子どもは夏休みをどのように過ごしているのか、また社会はこの夏休みという非日常をどのようなものとしてみているのかについて確認する。また学校が機能を停止する時間と捉えた夏休みを、学校はどのように捉えており、またその夏休みはどのように変化しようとしているのかについて、学校との関係で捉えていく。そしてさらに、なぜ私たちは理想の夏休み像を抱き続けるのかについても考察を進めたい。

子どもの夏休みは何もしなくてもやってくるものではある。そして何もしないで終わってしまうものでもある。しかし、大人である私たちは理想の夏休み像をもち、理想に近い夏休みを子どもに用意しようとも考える。この大人の、何かを用意したいと考えるところに、忘れてはならない教育の理想の側面があると言えるだろう。しかしもう一方で、教育の大きな力として制度としての学校がある。近代社会における教育は制度としての学校に大きく依存するものであるが、夏休みという時間から、学校に依存しない教育の姿を観察していくことをここから行っていこう。

(2) 理想の夏休みを児童書に見る

私たちは夏休みに何を求めているのであろうか。夏休みに私たちが期待するものを知る一つの方法として、ここでは児童書に描かれる夏休みに目を向けてみる。夏休みは自由な時間を得た子どもが、読書に勤しむことが比較的容易になる期間である。また学校も、夏休みの宿題として読書感想文を書くことを求める形で読書を推奨することが多くなる。このように、夏休みは子どもが本に触れたり、読むべき本を探すことが多くなると考えられるが、大人が夏休みに読んでほしいと考える本から、夏休みを過ごす子どもに期待することや、理想の夏休みの過ごし方を知ることができるのではないかと。

その理想を知るために、子どもが夏休みに読む本として推薦されている、夏や夏休みを描いた絵本や児童書に目を向けてみることにしよう。そこで年間利用者が1000万人と銘打つ参加型の絵本・児童書情報サイトである「絵本ナビ」のホームページから、夏のテーマとして挙げられている「夏が来たらこんな絵本」のページを見ていく。

「絵本ナビ」の「夏が来たらこんな絵本」のページを見るとそこには次のような文章が書かれている。

「夏」と言えば、海、虫とり、スイカ、キャンプ、ひまわり、水遊び・・・今、思い出す幼い頃の夏は、何だか夢の中の出来事の様でもあり。現実味がないのは、あの眩しく白い日差しのせい？

子ども達にとって、やっぱり「夏」は特別であって欲しい！

普段と違う脳ミソをたくさん使って、一度しかないその夏を、思いっきり遊んで欲しいのです。どんな夏を過ごしたいのか、ワクワクしながら読んで欲しいですね。

夏に読みたい絵本をたっぷり集めてみました。(絵本ナビ 2019)

そしてその後、「編集部おすすめの作品」として20冊の児童書が並ぶ。最初に紹介されている児童書は、はたこうしろう著の『なつのいちにち』で、「暑い暑い夏の日。クワガタのいる山をめざしてぼくは走った。真っ白な陽射し、青い草の匂い…。ページの中からあふれだす夏！こんな夏を体験して欲しい、そう思える一冊です」として内容が紹介されている。

もう一冊、次に紹介されている本を見てみよう。紹介されているのは、くすのきしげのり著『ともだちやもんな、ぼくら』で、こちらの本は「舞台は始まったばかりの夏休み。ヒデトシ、マナブ、ぼくの三人はカブトムシを見つけ、喜び勇んで木に登ります。ところがその木は近所でも有名なカミナリじいさんの家の木！カミナリ声にびっくりして慌てて逃げ出したのですが、ヒデトシは転んでつかまってしまいます。さて、どうなる・・・？」と書かれている（絵本ナビ 2019）。

実際に『なつのいちにち』を手にとってみると、麦わら帽子と虫取り網を持った少年が、夏の日に玄関に立つところから絵本は始まることがわかる。そして絵本は、少年がクワガタを探しに家を飛び出し、海岸を、田んぼの中を、神社を、森の中を走り抜け、雨も降りだした森の中で何度も失敗しながらもクワガタをつかまえ、そして日が暮れるところで終わる（はたこうしろう 2004）。この1日の冒険を美しい絵で表現したこの本が、夏に読ませたい絵本の最初に紹介されている。この絵本には、美しい夏の風景の中で、クワガタ取りという苦勞を伴う子どもにとっての冒険が、誰にも邪魔されない自由な1日という時間の中でたった一人で行われ、最後にはクワガタを自分のものにするという、文字通り絵に書いたような理想の夏休みが描かれている。誰にも邪魔されない自由な1日を、自分で決めたことのために使う。日常の学校ではできない活動や体験が待つ夏休みが、大人から見た理想の夏休みであることがわかる。

この「絵本ナビ」が紹介する絵本が見せる夏や

夏休みは、子どもにとってはワクワクする特別な時であり、勉強ではなく、思いっきり遊び、たくさんの体験をする時である。「一度しかないその夏を、思いっきり遊んでほしい」、「ワクワクしながら読んで欲しい」、「こんな夏を体験してほしい」という言葉は、大人が子どもに過ごして欲しいと考える理想の夏休みを示している。このことをまずは確認しておこう。

そして大人からこのような夏を示された子どもは、夏休みを期待とともに迎えることになるのではないか。それでは、青空が広がる原っぱを思いっきり走る非日常としての夏休みを、これらの本によって提示された子どもの現実の夏休みはどのようなになっているのであろうか。

そこで次に、子どもの夏休みの現実について、調査を通して見ていこう。

2. 現実の夏休み

(1) 調査が示す現実の夏休み

では子どもたちは実際に夏休みをどのように過ごしているのであろうか。子どもたちの夏休みの過ごし方についての調査が少ないため、データとしては少し古く調査対象者に偏りがみられるが、ベネッセ教育研究開発センターが2009年に小学校1年生から6年生の子どもをもつ母親に行った調査を見ていくことにしよう。この調査は約87万人のベネッセのモニターから、数段階の抽出の結果選ばれた対象者4644名に対して行われたインターネット調査である。対象者は子どもではなく母親であるため、子どもにとっての夏休みの意味を把握することの限界がある。このことを注意して考察する必要があるが、それでは結果を見ていこう（Benesse教育研究開発センター 2010）。

まず「夏休みの1日に行ったことの時間」を尋ねた質問について、小学校5・6年生の場合の上位5つを挙げると、最も多かったのが「テレビやDVDを見る」で136.8分（107.3分、カッコ内は「放課後の生活時間調査¹⁾」の結果）、次に多かったのが「屋外で遊ぶ・スポーツをする（習い

事を除く)」で96.1分(44.8分), さらに「テレビゲームや携帯ゲーム機で遊ぶ」で82.3分(36.1分), 「ゴロゴロする・ボーっとする」が66.7分(16.0分), 「本を読む(マンガや雑誌を除く)」が35.9分(20.3分)となった。いずれの項目も平日の放課後の活動時間よりも長くなっている。それに対して, 「学校の宿題をする」, 「学校の宿題以外の勉強をする」はそれぞれ30.9分(35.0分), 31.3分(36.2分)で上位にはなく, 放課後の生活時間調査での時間より短くなっている。このことから, 夏休みは遊び時間が増えるということができ, それぞれの遊びは平日の放課後と比べておよそ1時間程度増えていることがわかる。また遊びの内容は通常の放課後の遊びと変わらず, 室内でテレビやDVDを2時間近く見ていることがわかる。

次に体験に関する質問を見てみよう。調査では体験活動を19あげ, 「夏休みに行った体験」をいくつでも回答してもらっている。上位10体験を多かったものから示すと「プールに行く(習い事を除く)」(78.8%), 「お祭り・盆踊りに行く」(71.0%), 「花火見物に行く」(52.0%), 「ラジオ体操に行く」(51.8%), 「映画館に映画を見に行く」(50.6%), 「海水浴や川遊びをする」(45.9%), 「図書館に行く」(42.2%), 「遊園地やテーマパークに行く」(36.4%), 「子ども会の行事に参加する」(36.3%), 「動物園や水族館に行く」(25.4%)となる。平均選択数は6.1となった。また「子どもは夏休みを楽しんでいたか」という質問に対しては, 体験数が多いほど夏休みを楽しんでいたという回答が増えることがわかった。

次に, 家族で行ったものも含めた外泊経験については, 最も多かったものが「祖父母や親せきの家に行く(帰省する)」で63.1%, 体験の平均日数は4.6日であった。以下, 5位までを示すと「国内旅行をする」が42.1%(2.1日), 「キャンプをする」14.1%(1.7日), 「友だちの家に泊まる」8.9%(1.6日), 「スポーツキャンプに参加する」8.2%(1.9日)であった。

以上の夏休みの体験の結果をまとめると, 「プー

ル」, 「お祭り・盆踊り」, 「花火」が上位に来ており, 主に地域での体験が上位にあがっていることがわかる。また, 外泊経験は家族と共に行うものが上位にきており, 地域社会や家族が子どもたちの夏休みの体験を支えていることがわかる。

また, 調査では夏休みの過ごし方で重視したことを尋ねている。上位5位までを挙げると, 「規則正しい生活を送ること」(91.0%), 「危険な場所に行かないこと」(87.1%), 「毎日きちんと勉強すること」(84.2%), 「夏休みにしかできない体験をすること」(76.4%), 「テレビを見すぎないこと」(75.5%)であった。学校がある通常時と同じような生活を続けることが重視されているが, しかし夏休みにしかできないことが行われることも求められており, ここからやはり夏休みは日常とは異なる時間であると考えられていることがわかる。

また「夏休みについて次のようなことを思いますか」という質問の回答(「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計)の上位5位には, 「子どもは夏休みを楽しんでいた」(92.4%), 「夏休みは子どもが成長するよい機会だ」(81.8%), 「昼食や弁当を準備するのがたいへんだ」(80.0%), 「夏休みはお金がかかりすぎる」(69.8%), 「夏休みを過ごして子どもが成長したと感じる」(64.2%)があがり, 子どもにとっての夏休みは, 楽しく, 成長する時であり, 半数以上の親に実際にそのようなことができたかと判断されていることがわかる。しかし, この調査は保護者を対象としたものであるため, 果たしてこの認識が子どもの認識と一致するかどうかについては注意が必要である。

他方で, 保護者にとっての夏休みは負担が増える時間とも捉えられている。上位に, 昼食の準備やお金がかかるという問題があげられていたが, その他にも上位ではないが, 「もっと子どもといっしょに過ごす時間がほしい」が61.3%, 「夏休みが長すぎる」が56.4%, 「子どもの世話をするのに疲れる」55.5%, 「子どもを預かってくれ

る施設がほしい」53.8%となっており、子どもの夏休みを支える保護者にとって、夏休みはもっと子どもと一緒にいたいという思いを抱かせるとともに、およそ半数の保護者に対しては学校がある日常とは異なる負担を強いるものとなっていることがわかる。この保護者の状況は、通常時は子どもの居場所として学校が機能していること、またこの学校の機能が常に作動することを求めている保護者が、かなりの割合で存在していることを示しているといえる。

以上の結果をまとめると、夏休みは子どもにとっても保護者にとっても学校がある日常とは異なり、子どもには勉強ではなく遊ぶ時間が増え、またいつもとは違った体験の機会が増えるときであることが調査からわかった。また保護者はそのように過ごす子どもを見て、楽しそうであり成長していると感じている。絵本に描かれた理想的な夏休みを過ごしているかどうかまでは確認できないが、その理想を実現させようとする様子も調査からは見て取ることができ、また、子たちの体験は地域社会や家族の存在があって実現することも調査結果は示していた。

しかし反面、少なくない割合で保護者は学校がなくなる夏休みに、子どもと向き合うことの大変さ、教育の当事者としての役割の増加が負担となることも認めている。つまり子どもにとっては非日常であり楽しく成長する夏休みは、保護者には喜ばしいものとは受け止め難い側面もあり、夏休みではない日常を過ごす大人は、学校がある日常が続くことを望んでいるという側面も見ることができた。また、非日常が始まることは、「子どもを預かってくれる場所が欲しい」とあるように、居場所さえもが不安定になるという課題も提示する。しかし、これが正に非日常が始まるということだとも考えられる。

それでは次に、夏休みに対してより広い視点から、現在、夏休みが社会的にどのように捉えられているのかについて探っていくことにしよう。

(2) 新聞記事が示す現実の夏休み

次に、夏休みを巡って現在どのような事柄が話題や関心になっているのかという疑問から、現実の夏休みの社会的側面を探っていこう。ここでは1年間の新聞記事を振り返ることから現実を把握していく。具体的には、朝日新聞のデータベースで、地域面を除いた東京本社発行の記事を対象に、見出しと本文で「夏休み」に関するものと判断できる記事を検索した。検索の期間は2018年9月1日から2019年8月31日までの1年間である。キーワードを「夏休み」で検索した結果、抽出された記事は344件、「夏休み&子ども」では155件、「夏休み&教育」で82件、「夏休み&働き方」では22件となった。

次に、「夏休み&子ども」で検索された155件の記事のうち、「夏休み」という単語が含まれるだけで夏休みとは直接関係のない記事77件を削除し、残った78件の記事を概観し、内容から記事を5つに分類した。最も多かったのが、夏休みの過ごし方に関する情報や個人の夏休みについての思い出を記述した記事等で38件、次に多かったのが夏休みと子どもの自殺、居場所に関する記事で20件であった。第三が主に昼食の提供を中心とした休みになることによる不都合に関する記事が9件、さらに教員の働き方と夏休みに関する記事が5件、夏休みの日数に関する記事が4件、その他2件と続いた。なお、「夏休み&働き方」で検索すると、22件のうち12件が教員の働き方に関する記事であった。

簡単にこれらの記事の内容を見ると、一番多かった夏休みの過ごし方や思いに関するものとしては、例えば、「疑問解決モンジロー」のコーナーで夏休みの植物観察の宿題でなぜアサガオが取り上げられるのかを説明しており、直接的に子どもの夏休みの活動を支える記事などがあった(朝日新聞朝刊, 2019年8月7日)。また他には読者等が夏休みを回顧する記事、また夏休みの子ども向けイベントや読書案内などが多くみられた。

2番目に件数が多かった夏休みと子どもの自

殺、居場所に関しては、例えば2019年8月18日の「#with you きみとともに」は、夏休み明けに子どもの自殺が最も多くなるという内閣府の調査結果を受けての記事であった。記事には「学校に行きたくない。居場所がない。生きづらい。夏休みの終わりが近づくと、そんな思いを抱える子どもがいます。同じような経験をした人たちに、子どもたちの様々な悩みに答えてもらおうとともに、メッセージを寄せてもらいました」とある。そして、不登校新聞編集長の石井志昂氏とタレントの中川翔子氏のメッセージが掲載されており、学校とは異なる世界があること、命を大切にすることを第一に考えてほしいこと、などを訴えていた(朝日新聞朝刊, 2019年8月18日)。また、3番目に多かった夏休みと食事などの不都合に関する記事を見ると、2019年7月26日の記事では「給食ない夏休み 痩せないで フードバンク子どもに食料品」という見出しで、給食が無くなる期間である夏休みを食事がままならない状態で過ごす子どもがいることを伝えている(朝日新聞朝刊, 2019年7月26日)。

この2番目、3番目に多かった記事は、夏休みの負の側面を示した記事になるが、前者の子どもの自殺に関連する記事は「学校行くこと」、つまり学校という日常が苦痛であることを夏休みという非日常が浮き彫りにすることを示した記事である。また後者の夏休みがもたらす不都合については、保護者から見た不都合であり、先に示した調査結果と同じく、学校以外の子どもの居場所の問題を夏休みという非日常が明らかにしている。しかし注意しなければいけないことは、これらの問題は夏休みが直接的に子どもにマイナスの意味をもつことを示したのではなく、夏休みと保護者、また学校との関係から間接的に生じる問題であり、夏休みを通して、学校という制度や子どもの日常、またそこで行われる経験の持つ意味が実は多様であったことを教えるものである。夏休みという非日常が否定されるものではなく、非日常が日常への疑問を明らかにしたのである。

次に、教員の働き方と夏休みに関する記事をあげよう。2019年6月29日の「先生 夏休みまとめ取りを 文科省、新方針」という記事は、文部科学省が2019年1月に中央教育審議会が教員の働き方改革に向けた答申を出したことを受け、教育委員会に対し夏季休暇中の業務を減らし休日のまとめ取りができるようにすることを求めていることを報じている。この記事は、2002年に学校週5日制が実施され、教員に対して夏休みのまとめ取りをやめて研修などの実施を求めていたことに対し、昨今、教員の長時間労働が問題になったことから、夏休みのまとめ取りを復活させることで、働き方改革、並びに教職の魅力を高めることを目指していることを報じたものである(朝日新聞朝刊, 2019年6月29日)。

この夏休みの日数に関しては、夏休みを短縮して授業を行う学校が増えてきていることも新聞は報じている。6月30日の「教育考差点 削られる夏休み」は、公立小中学校で教える内容が増え、授業時間確保のために夏休みを短縮する動きが広がっており、冷房整備が進んだことも短縮の背景にはあるとしている(朝日新聞朝刊, 2019年6月30日)。また2018年10月2日の記事では、「総合学習、休日活用認める 授業時間確保狙い 文科省方針」という見出しで、「総合的な学習の時間」を週末や夏休みを利用し校外で実施する案を文部科学省は中央教育審議会に示したと報じている(朝日新聞朝刊, 2018年10月2日)。これらの記事は、学校の正規課程が夏休みに入り込むことが始まっていることを示しているが、一方で教員の夏休みの確保が求められ、他方で子どもたちの夏休みは教育課程の拡大により縮小傾向にあるという、矛盾とも取れる状況を文部科学省は作り出そうとしていることがわかる。

以上、1年間の新聞記事から夏休みに関する記事について紹介したが、新聞記事からわかってきたことは、夏休みを巡っては複数の議論すべき課題があるということである。現実の夏休みを報じる新聞記事は、第一に学校という日常が子どもに

とつてもつ多面的な意味を示している。一部の子どもではあるかもしれないが、学校が子どもにとっては日常としては認めがたいものであることが、非日常としての夏休みを通して声にならない声で示されていることを新聞記事は提示した。

また教員の働き方の見直しと夏休みのまとめ取りの記事は、大人である教員が夏休みという非日常を必要としていることを示している。しかし他方で、授業がある平常時の学校は教員の多忙化を進めるような授業時間数の増加が相変わらず進んでおり、授業時間の増加は子どもの非日常である夏休みを削る、つまり夏休みという非日常への日常の進出がなされている。

多様な体験の時、多様な人々との出会いの時として考えられる夏休みは、光り輝く側面ばかりではないことを調査や新聞記事は示している。夏休みという非日常が始まることで、戸惑う日常を生きる親がいること、学校が居場所ではないことで苦しむ子どもがいること、教員の働き方に課題があること、学校の教育課程が拡大しており夏休みを削らざるを得ない状況が進んでいること、などである。そして、この多様な顔をもつ夏休みは、また大人との関係で作りに上げられていることも改めて見えてきた。

では大人との関係で作りに上げられ、多様な顔を持つ夏休みは、どのように法的に規定されているのか、制度としての学校は夏休みをどのように捉えているのかについて、次に確認していくことにする。

3. 学校と夏休み

(1) 夏休みの法的意味

子どもたちの夏休みは法的にどのように規定されているのかを確認していこう。

夏休みを含む休業日は学校教育法施行令第29条に規定されている。第29条では「公立の学校(大学を除く。以下この条において同じ。)の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動

その他の学習活動のための休業日(次項において「体験的な学習活動等休業日」という。)は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。」とあり、公立学校の休業日は市町村、または都道府県教育委員会が定めるとなっている。

また、第29条の2項には「市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的な学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的な学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とあり、「体験的な学習活動等休業日」を設定して、学校が休みの日に体験的な活動を行うことを認めている。この「体験的な学習活動等休業日」は2017年の施行令改正で加わったもので、新たな休業日の設定は休業日を長期休業から分散させることが目的の一つとなっていると読み取れる。

また学校教育法施行規則 第61条では具体的に学校の休業日を次のように定めている。「公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日 二 日曜日及び土曜日 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日(※私立学校の学期・休業日は、当該学校の学則で定める。)」(中学校、高等学校も同様)とあり、国民の祝日と日曜日、土曜日以外の休業日は学校教育法施行令にあるように、教育委員会が定めるとなっている。そして夏の休業日である夏休みの日数等は各教育委員会が定めており、具体的日数は各教育委員会が示す「公立小中学校管理規則」に示されている。

そこで、実際に教育委員会が夏休みの日程をどのように規定しているかを見てみよう。ここでは埼玉県のとさいたま市と越谷市の規定を例としてとりあげる。まず、「さいたま市立小・中学校管理規則」をみると、第3条に休業日が記載されており、夏季休業は「7月21日から8月31日までの間で校長が定める日」となっている。次に、越谷市立小中学校管理規則を見ると、同じく第3条に夏季休業は「7月21日から8月31日まで」と記載されている。同じ埼玉県であるが、記載内容に違いがあり、教育委員会がそれぞれ独自に夏季休業の日程を決めていることが確認できる。

次に、夏季休業に関する学校の指導のあり方から、学校教育における夏季休業の意義を探ってみよう。埼玉県ホームページの東部教育事務所ページにある「学級経営講座一月別編一」の8月の項目を見ると、「長期休業日の指導」についての記載がある。そこに記載されている「長期休業日の意義」を見ると以下のように記述されている。

（長期休業日の）主な目的としては、その土地の気候等による悪条件（日本の場合、夏・暑熱、冬・寒冷）からの回避、年度の境目（日本の場合、春・年度の終了～開始の整理準備期間）、伝統的な慣習の存在（日本の場合、盆・暮れ・正月の年中行事等）などが挙げられます。

つまり、長期休業日は、気候的に悪条件であったり、年中行事や年度の変り目で家庭で過ごすべきであったりする時期に、児童生徒を正規の授業から解放し、その心身に休養を与え、次の機会への準備を整えるために設けられていると言えます。（埼玉県東部教育事務所 2018：2）

資料では続けて夏季休業の意義を箇条書きで示しているが、そこには上記の気象条件や伝統的な慣習の存在に加えて、「学校や学校の授業日では体験できない活動を行う」（埼玉県東部教育事務所

2018：2）と記述されている。

ここで長期休業の意義をまとめておくと、長期休業期間は季節との関係で学校の教育環境が学習に適さない状況にあること、またかつては家業なども含め家庭や地域社会の仕事、行事等を優先させる必要があったこと、などの理由から学校を休業とするという、学校側から見ると比較的消極的な理由が考えられ、学校からすれば「仕方がない」という理由がまず挙げられている。しかし学校を休みにするのであればそこに積極的な理由を見出す必要もあり、積極的意義としては、学校では体験できない活動を行うことがあげられている。また「児童生徒を正規の授業から解放する」ということを教育委員会は意義として認めている。現在は、空調設備の整備により教室内の温度管理が可能になってきたこと、また農作業等で子どもの労働力が必要とされることは極めて稀であり、地域活動も全国的に活発な状況にあるとは言えない中で、抽象的な意味で豊かな体験の時を過ごすこと、さらに言えば、子どもたちが学校から解放されること、という意義が夏休みの第一義的意義といえよう。

教育委員会が「学校や学校の授業日では体験できない活動」、「正規の授業から解放」という言葉で夏休みを語るということは、子どもの教育は学校制度が用意するものだけでは足りないことを教育委員会という教育行政、別の言葉でいえば、学校教育制度という制度が認めていることになる。その足りないこととは「体験」ということであることも、これらの資料から読み取ることができるのである。

（2）夏休みの変化

しかしまた、先に新聞記事の紹介部分で取り上げたが、学校が捉える夏休みには変化が見られる。まず変化しようとしているのが教員の夏休みの在り方である。

教員の夏休み見直しの発端は、2002年4月から完全学校週5日制が実施されたことにある。官庁

が完全週5日制を1992年から実施するが、そこから10年遅れて学校も完全週5日制になり、それに伴い教員の夏の休業の「まとめ取り方式」が廃止された。学校完全週5日制は、土曜日が休みになることで家庭や地域社会での生活時間の比重を高め、子どもたちに社会体験や自然体験などの体験をさせることを目指したものであった。また、教員に対しては、「まとめ取り方式」の廃止により、長期休業期間の勤務日が増えることを踏まえ、休業期間における研修の充実を求めている（文部科学事務次官通知 2002）。

しかし、2016年に実施された「教員勤務実態調査」により教員の長時間労働という事実が明らかになり、それを受けて2017年に中央教育審議会で学校における働き方改革が審議されることになる。そして2019年「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が出された。さらにこの答申を受けて、2019年3月18日に文部科学事務次官通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」が出された。

通知ではこの働き方改革の目的を「働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」と述べている（文部科学事務次官通知 2019）。この通知を受け、2019年6月28日に出了されたのが「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について（通知）」である。

この通知では、まず教師の働き方を見直すことで、教師が自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教師人生が豊かになり、効果的な教育活動ができるとしている。また夏季等の長期休業期間中に教師も休日の「まとめ取り」を行うことを求めており、そのことによって教職の魅力が高ま

ると述べ、長期休業期間中に研修等の特定の業務の実施を求めてきたことを改めるとしている（文部科学省 2019c）。

研修に関しては、2002年に出された「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について（通知）」で、「まとめ取り方式」の廃止により夏季休業といえども給与上有給の取り扱いをされていることを踏まえ、「勤務状況について地域住民や保護者等の疑念を抱かれないことはもとより、この休業期間を教職員の質向上等に有効に活用し、（中略）勤務管理の適正を徹底することは極めて重要」であるとして、研修への積極的な参加を求めている（文部科学省 2002）。

これに対して、2019年の通知では、研修の現状を「絶対量のみが増加」することは意味がないとして、「研修の精選」や「簡素化」、「科目の整理・合理化」などを求め、さらに研修は「実施すること自体が目的でない」と述べ、研修実施のあり方の見直しを求めている。この通知では、部活動の見直し、さらに2019年3月に事務次官通知として「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」で示された、「伝統だからとして続けているが、児童生徒等の学びや健全な発達の観点から必ずしも適切とは言えない業務又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務」の大胆な削減を実行するようにと述べている（文部科学省 2019c）。

これらの政策変更は、教員の日常的な多忙状況を解決することに第一の目的があるが、同時に夏休みとしてのまとまった休みを取ることが日々の生活の質や教職人生を豊かにし、さらに自らの人間性や創造性を高めることができる、と夏休みの意義そのものを認めている。つまり、子どもだけでなく大人である教員にとっても、学校が休みになる非日常としての時間は価値があると文部科学省は判断しており、夏休みの意義を認めた結果、夏休みの復活という政策変更を文部科学省が行おうとしていることには注目する必要がある。

4. 非日常という自由と夏休み

(1) 曖昧な夏休みに侵入する学校

しかし、夏休みの復活という動きとは矛盾すると思われる事象も同じく起こっている。

先に示したように、学校の休業日を規定する学校教育法施行令第29条は2017年9月に改正されている。文部科学省の通知によれば、

「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（第十次提言）」（平成29年6月1日教育再生実行会議）等において、大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるよう、学校の休業日の分散化等に取り組むことが盛り込まれたことを踏まえ、家庭や地域における体験的な学習活動等多様な活動の充実を図るために、大学を除く公立の学校の休業日として、家庭及び地域における体験的な学習活動等のための休業日を定めること等を規定するものです。（文部科学事務次官通知 2017）

とあり、第29条の示す休業日に新たに「体験的な学習活動等休業日」を加えている。通知によると、この「体験的な学習活動等休業日」の目的は、「地域における保護者の有給休暇の取得を促進することと合わせて、長期休業日の一部を学期中の授業日に移すこと等により学校休業日を分散化することで、児童生徒等と保護者等が共に体験的な学習活動等に参加すること等を通じて、児童生徒等の心身の健全な発達を一層促進する環境を醸成することを期待するものであること。」となる（文部科学事務次官通知 2017）。この改正は、積極的に学校の休業日が子どもの体験活動の時間となることを求めている。

また既に新聞記事の紹介の際に触れたが、同様の趣旨で、2019年3月、文部科学省は「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取り扱いについて（通知）」を出し、週末や夏

休みを利用して、「総合的な学習の時間」として学校外で教師の立ち合いや引率を伴わずに年間授業数の4分の1程度まで活動を行うことを認めた。この学校外での活動が認められた背景には、平時の授業時のみの実施では学習内容が限定的になることからより充実化を進めることと、教員の働き方改革を進めることがある。また実施には、地域資源の活用と家庭の協力が得られることが必要となり、単に児童生徒が自由に学習するような活動は不適切であるとしている。また当然のことではあるが、教育課程の一部として行われるのであれば、体験活動とはいっても「総合的な活動の時間」の趣旨に合致する活動のみが許される体験活動となる（文部科学省 2019b）。

また同じく既に新聞記事で触れているが、文部科学省が行った「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」によると、平成29年度の年間総授業時数の実績は、小学校5年生で1040.2単位時間、中学校1年生は1061.3単位時間で、ともにそれぞれ標準授業時数の980単位時間、1015単位時間を超えている。ここで生じた超過時間は、土曜授業の実施や夏季休業の日数に影響を与えている（文部科学省 2019a）。

これらのことから、夏休みなどの子どもたちの休業日に、学校の教育課程の拡大により授業時間の超過分を受ける受け皿となり短縮の傾向が見られたり、「総合的な学習の時間」に代表される体験活動として行われる正規の教育課程をも夏休みに行うことが可能になるなど、夏休みに対する学校の侵入という視点から夏休みを見ていく必要が生じたといえよう。

教員の夏休みについては、教員の働き方改革の具体策として「まとめ取り方式」を復活させ、無駄な研修を取りやめるなどして、学校から教員を「夏休み」という形で解放する方向が見られるが、子どもの夏休みは学校の正規の教育課程のために短縮することを認めるという、教員の夏休みと子どもの夏休みは教育行政からすると全く別のもの

として見られていることがわかる。教員が夏休みを必要としているという理由から教員の研修は削られる中で、子どもの授業時間は増えていくのである。たとえそれが表向きの理由であったとしても、教員の生活の質を高め人生を豊かにするものとして休業日の意義があると述べているにも拘わらず、なのである。

(2) 平等をもたらす学校と自由である夏休みとの距離

ここまで確認してきたように、学校にとっての夏休みの日数等の決定は、法規上、各教育委員会にゆだねられており、どのように教育委員会が夏休みを意味づけるかについての自由度の高さや、そこから生じる夏休みの捉え方の曖昧さが見えてきた。またその自由度があることで、国の行政機関である文部科学省は休業日の使用についての法改正を行ったり、夏休みに教育課程の一部を取り込むことを可能とする決定も行っている。また文部科学省の教員の夏休みの捉え方にも流動性が見られ、制度としての学校からは夏休みは曖昧なものとして写っている。

この夏休みの学校側、正確には教育行政の捉え方の曖昧さに対して、学校は学校がある日常で何を行っているのであろうか。もちろん学校は授業を行っており、学校教育制度、また教育課程についての規定は綿密になされているのであるが、ここでは、休業日としての土曜日に注目して胡中孟徳が行った、学校完全週5日制になる前と後の小中学生の土曜日の生活時間の比較、分析から、学校が行っていることについての考察を行っていく。

胡中は、休業日である土曜日の過ごし方について比較を行うために、2001年と2006年の社会生活基本調査の分析を行っている。土曜日が休業日となることで教育の自由化や私事化が進展するのかわかをを検証する試みである。得られた知見としては、第一に、土曜日が休みになることで、土曜日の生活時間として、学校外学習、教育的余

暇、享乐的余暇のいずれの時間も増加した、第二に、学校外学習と教育的余暇については、土曜日が休みになる前後で階層との関連に変化は見られなかった、第三に、享乐的余暇の時間は土曜日が休みになる以前の2001年には階層差が見られなかったが、2006年には階層差が拡大し、階層的地位が高いほど享乐的余暇の時間が短くなる変化が見られた、ということであった。これらの知見より、学校教育の存在は、学校外で享乐的に過ごす時間の階層差を抑制していると結論づけている（胡中2019：259）。

この研究は、学校完全週5日制という学校教育のスリム化が教育の自由化、私事化を促し、教育水準の多様化と低下という階層間格差を拡大させるのではないか、という仮説に対してその検証のために行われたものであるが、胡中は研究結果を受けて、学校が平等化装置であるのかという疑問に対し、「学校教育に関する時間が長いと、学校外での生活の違いの階層差が抑制される面がある」と結論し、学校が平等を生み出す要素をもつことを示している（胡中2019：273）。

しかしまたこの研究では、土曜日に学校があることで階層差を抑制するのは享乐的時間に限られていたことの意味について、学校外学習や教育的余暇だけではなく享乐的余暇という学校の活動とは距離のある余暇の過ごし方も、学力形成と間接的に関係する可能性がある指摘している（胡中2019：273）。

本稿の注目する夏休みという点からこの結果をさらに解釈すれば、学校がなくなる夏休みも、休みになった土曜日と同様に、享乐的余暇という点で階層間の格差もたらし、学校が目指す平等を妨げることになるかもしれない。確かに、社会生活基本調査での「享乐的余暇」を指す項目は「ゲーム」、「テレビ」、「ビデオ・DVD」、「ラジオ」、「CD・カセットテープ」、「電話による交際・付き合い」、「電子メールによる付き合い」、「休養・くつろぎ」、「うたたね」で構成されており（胡中2019：265）、好ましい余暇の過ごし方とは言えな

いものとも考えられる²⁾。しかし、夏休みを本研究で捉えているように「学校という制度が社会的機能を停止する時間」とするならば、学校が求める学力形成や平等とは違うものを夏休みに求めることに問題はないだろう。なぜなら、この期間は学校から子どもたちは自由になるのであり、そこには非日常が待っているからである。夏休みは、子どもは自分がワクワクすることを学校とは関係なく行う時なのである。また、享乐的余暇として夏休みを過ごすことと、私たちが絵本にみた理想の夏休みの過ごし方に相違があり問題であるとするならば、あくまでも理想の姿を作り出すべきであろう。

学校教育は子どもたちに平等な時間を提供することに貢献しているという結論は、逆から考えれば学校が機能を停止する夏休みという時間は、子どもたちの時間の過ごし方に多様性をもたらすということでもある。この多様な時間の意義はどこにあるのか、次にこの点について考えてみよう。

5. 非日常としての夏休みの経験を支える

(1) 夏休みの経験がもたらすもの

井谷信彦は、連続的な形成の過程として捉えられる教育とは異なる、ボルノウが論じる偶然で予測不能な要素をもつ非連続的な生の形式としての教育の在り方の可能性について論じている。

偶然で予測不能な非連続的な生の形式として、ボルノウは危機、覚醒、出会い、警告をあげているが、ボルノウは特に「日常生活の流れを中断して不安に落とし入れる突発的な出来事として理解される危機」に卓越した地位を与えている（井谷 2007：33）。ボルノウは、この非連続的な受苦的な「危機」という経験を契機とする生の可能性を「成長」や「発達」の契機として捉える。しかし井谷は、この非連続的な予測できないものとしての危機も「受苦→経験→学び」という直線的な発達図式に回収されてしまう恐れがあることを指摘する（井谷：37）。そして、「私たちの生において危機が重要な意味をもつものであるということ

は、ボルノウの思索においてその端緒となる仮説でこそあれ、一つの題目として提起することのできるような結論ではなかった」（井谷 2007：39）と述べ、「受苦的な経験と人格形成との関わりをめぐる仮説を徹底的に検証することを通してボルノウは、読者である私たちを、彼が立っている非連続的な生の可能性をめぐる問いの地平へと導き入れる」（井谷 2007：40）という視点を提示している。つまり、

受苦的な経験を「成長」や「発達」の契機として理解することが妥当であるかどうかではなく、そのような理解において開示される可能性を生きることができるかどうか問われている。肝要なのは、概念が事象に一致するか否か（或るものが或るものであるかどうか）ではなく、或る事象を或る概念によって（或るものを或るものとして）捉えることにおいて、人間の生における如何なる可能性が開示され、また如何なる可能性が閉塞されるか、ということである。（井谷 2007：41）

ということである。

この論考で井谷は、ボルノウが述べる危機に代表される教育の非連続性のもつ可能性は仮説であり、その仮説が現実になるためには、私たちがその経験を引き受け生きることが求められると述べている。危機を与えれば、その危機によって必ず私たち、また子どもは成長するわけではない。危機はやはり避けて通りたいものである。しかし、この危機には連続性を自明のものとして行われる学校教育に代表される、私たちの日常としての教育とは異なるものを私たちにもたらす可能性がある。そして可能性を子どもの現実にするかどうかは、その可能性を知っている大人が子どもとともに「子どもの危機」という経験を引き受ける覚悟を持ち、可能性を現実に変える何かを共に行っていくのかにかかっているであろう。

『なつのいちにち』という絵本では、主人公で

ある大きなクワガタを見つけた少年は、何度も失敗をしてクワガタを手に入れ、夕方になり雨の降る中を「ずぶぬれだけど ぜんぜん へいき」といって家路につく（はた 2004）。また本稿で紹介したもう1冊の絵本『ともだちやもんな、ほくら』はカミナリじいさんの下から逃げ出した二人は、逃げきれなかった友達を救いに勇気を奮って出かけ、最後にはカミナリじいさんと友達になるというお話である（くすのき 2011）。いずれも小さな危機ではあるが、危機の先には成長があることを知っている大人であるからこそ、読ませたい絵本として選ぶ本になるのであろう。ここには、海や青空がある夏休みとは違う、経験がある夏休みという理想がある。

夏休みは、学校がなくなる時間であるが、学校において行われる教育との連続性が途切れる時間を、子どもの経験を含めて誰が引き受けるのか、教育の当事者としての私たちが、理想の夏休みを求めること、また理想の夏休みが導き出す予想できない経験を引き受けること、それらをやめてしまっただけではいけないということである。

（2）夏休みの期待を実現する当事者

私たちが子どもの夏休みに期待していることは、学校がある時には体験できない多様な他者（経験、もの、こと、人）との出会いであろう。この他者は多様であることから、その出会いに学校が求めるような平等や、学校が価値をおく計画性や連続性は期待できない。用意できない出会い、体験のもたらす価値は、従って私たちは学校がもたらしてくれるものとは違うものと捉える必要がある。その価値は何なのか。学校が行わなければいけない「段階的な発達」、**「効率的な学習」**、また**「安全の確保」**とは異なる価値がそこにある。またそうであるならば、「夏休み」という象徴的な時間、「夏休み」という非日常に、学校が入りこむことから夏休みを守らなければいけない。また夏休みを私たちが描く理想の夏休みに近づけるために、学校ではなく私たちが何かを行っ

ていかなければならない。

しかし、体験、経験の重要性は、非認知的能力の育成との関係で注目されている。非認知的能力については未だ曖昧な点が多く、名称についても多様であるが、学力に代表される認知的能力とは異なる能力として捉えられている。OECDはこの非認知的能力を「社会情動的スキル」と呼び、「一貫した思考・感情・行動のパターンに発現し、学校教育またはインフォーマルな学習によって発達させることができ、個人の一生を通じて社会・経済的成果に重要な影響を与えるような個人の能力」と定義している。これらのスキルは、目標達成（忍耐力、自己抑制、目標への情熱）、他者との協働（社交性、敬意、思いやり）、感情のコントロール（自尊心、楽観性、自信）という力を含んでおり、世界もこの力の育成に注目している（Organization for Economic Co-operation and Development, 2015 = 2018 : 25）。そして我が国も例外ではない。

この注目される力の育成のために、例えば「総合的な学習の時間」は、その目的を達成することが求められ、子どもたちの体験をどのように組み立てるかを考えている。この非認知的能力への注目がさらに高まれば、学校教育は経験を編集するためにさらに自身を拡大することも考えられる。しかし同時に、教育が学校だけで行われているわけではないことは誰もが知っており、大人の誰もが教育の当事者として子どもの関わるような社会環境が望まれているのも事実である。そして、学校にできることには限界があることを社会が少しずつ感じ始めている。教育はその当事者性を誰にも求めることができる場所に特徴があり、この当事者性を多く人が発揮することで期待されるのは、多様性の獲得であろう。学校とは異なる価値や基準の獲得のための当事者性は、学校が機能を停止する夏休みにこそ発揮されるものではないだろうか。

しかし同時に、教育の当事者としての私たちは、夏休みという非日常が大人の日常に入ること

を歓迎していない面もあった。歓迎できないのは大人の生活の問題であり、歓迎できないことを簡単に認めてしまうわけにはいかない。また現実の中では、学校という制度が夏休みにおける体験を組織化し、どの子どもにも平等に体験の機会が与えられること、曖昧な夏休みに制度が型をはめることが進んでいる。この動きは、私たちが教育の当事者であることを諦めてしまうことである。

学校の夏休みへの拡大は、先に確認したように夏休みが学校からは曖昧な形でしか規定されていないから可能になる。しかし同時に、私たちが夏休みに期待する教育のもつ非連続性という理想を実現するためにも、曖昧な夏休みという時間が必要である。私たちが明確に理想の夏休み像を描くことができること、また理想で終わるかもしれない夏休みをそれでも理想として子どもたちに伝えようとするのはなぜか。それは、私たち学校とは異なる非日常が姿を現す時間としての夏休みを失いたくないと考えているからである。理想の夏休みを守るのは、私たちが教育の当事者であることから逃げないことであると言える。学校が提示できない、青い空の下で思いっきり遊ぶことができる輝く非日常としての夏休みを、せめて理想という形であっても残しておかなければいけない、それが最低限の私たちの責任といえよう。

<注>

- 1) 「放課後の生活時間調査」はベネッセ教育総合研究所が2008年に行った調査。調査対象者は全国の小学5年生～高校2年生で、平日24時間の生活時間を尋ねた調査である。
- 2) 享楽的余暇に対して、教育的余暇は「スポーツ活動の時間」、「趣味の時間」、「ボランティア活動」等の時間のうち学校・職場以外で行われた時間を指す(胡中 2019: 265)。

<引用文献>

Benesse教育研究開発センター, 2010, 「小学生の夏休み調査—小学生の保護者を対象として—」。

絵本ナビ, 2019, 「テーマで選ぶ 夏 夏が来たらこんな絵本!」, 絵本ナビホームページ, (2019年9月4日取得 <https://www.ehonnabi.net/special.asp?n=399>)。

はたこうしろう, 2004, 『なつのいちにち』 偕成社。

井谷信彦, 2007, 「受苦的な経験における生の可能性—O.F.ボルノウ「非連続的な生の形式」再考—」『京都大学大学院教育学研究科紀要』53: 32-44。

胡中孟徳, 2019, 「学校完全5日制による土曜日の生活時間の変化」『教育社会学研究』104: 259-78。

くすのきしげのり作, 福田岩緒絵, 2011, 『ともだちやもんな, ほくら』 えほんの杜。

文部科学事務次官通知, 2002, 「完全学校週五制の実施について(通知)」。

———, 2017, 「学校教育法施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)」。

———, 2019, 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」。

文部科学省, 2002, 「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について(通知)」。

———, 2019a, 「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」。

———, 2019b, 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて(通知)」。

———, 2019c, 「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について(通知)」。

Organization for Economic Co-operation and Development, 2015, *Skills for Social Progress: The Power of Social and Emotional Skills*, OECD Publishing, Paris, (= 2018 無藤隆・秋田喜代美監訳, 『社会情動的スキル』明石書店。)

埼玉県東部教育事務所, 2018, 「学級経営講座
一月別編—8月① 長期休業日の指導～長い
休みをいかに過ごさせるか～」, 埼玉県ホー
ムページ, (2019年7月25日取得. [https://
www.pref.saitama.lg.jp/g2204/documents/
gakkyuukeiei8-1.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/g2204/documents/gakkyuukeiei8-1.pdf)).

